

監理技術者等の専任義務の緩和について

令和 6 年 1 2 月 1 3 日施行の建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）（以下、「法」という。）及び建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）改正に伴い、監理技術者等の専任義務の緩和を次のとおり行います。

I 専任特例 1 号技術者の配置について

下記の（１）～（８）の要件を全て満たす場合に、建設業法第 2 6 条第 3 項第 1 号の規定の適用を受ける監理技術者等（以下、「専任特例 1 号技術者」という。）の配置を認めます。

- （１）各工事の請負金額が 1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）であること。
- （２）各工事の工事現場間の距離が、同一の専任特例 1 号技術者がその 1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ当該工事現場と他の工事現場との間の移動距離がおおむね片道 2 時間以内であること。
- （３）下請次数が 3 を超えていないこと。
- （４）当該建設工事に置かれる専任特例 1 号技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を現場に置くこと。

なお、土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該工事と同業種の建設工事に関して、1 年以上の実務経験を有する者であること。

- （５）CCUS 等により、専任特例 1 号技術者が遠隔から現場作業員の入退場が確認できる措置を講じていること。
- （６）次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備えおくこと。

ア 当該建設業者の名称及び所在地

イ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ウ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第 3 2 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込

み及び当該労働時間の実績

エ 各建設工事に係る次の事項

- (ア) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (イ) 当該建設工事の内容（法別表 1 上段の建設工事の種類）
 - (ウ) 当該建設工事の請負代金の額
 - (エ) 工事現場間の移動時間
 - (オ) 下請次数
 - (カ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）
 - (キ) 施工体制を把握するための情報通信技術
 - (ク) 現場状況を把握するための情報通信機器
- (7) 専任特例 1 号技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (8) 兼務する工事の数は 2 件を超えないこと。

< 手続き方法 >

入札時

専任特例 1 号技術者の配置を予定している場合は、競争参加資格確認申請時（ダイレクト型においては、入札書送信時）に、「【様式 1】専任特例 1 号の適用を予定している場合の確認事項兼誓約書」を提出してください。

※兼務をする場合のみ、本手続きが必要となります。（1 件目の入札時は不要）

例：	1 件目：専任配置	→	2 件目：専任特例 1 号による専任義務の緩和
	（本手続き不要）		（要確認（本手続き要））

落札決定後

速やかに、①従事中の工事 及び ②落札決定された工事 の 2 件について、「（様式 3）人員の配置を示す計画書」を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員及び契約課から提示

を求められた際にご提示いただきます。

< 注意事項 >

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがありますのでご注意ください。

この場合，他に配置する技術者がいないときは契約できません。

< 工事の施工開始後の点検 >

（３）及び（５）から（７）について，入札参加資格の審査段階では確認を行いません。施工段階にて適正な履行を行っているかどうか，監督員の点検を受けていただきます。

Ⅱ 建設業法第２６条の５の適用を受ける営業所技術者等の配置について

下記の（１）～（９）の要件を全て満たす場合に，建設業法第２６条の５の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者（以下，「営業所技術者等」という。）の配置を認めます。

- （１） 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- （２） 請負金額が１億円未満（建築一式工事は２億円未満）であること。
- （３） 営業所と工事現場との距離が，同一の配置技術者がその１日の勤務時間内に巡回可能なものであり，かつ営業所から当該工事現場との間の移動距離がおおむね片道２時間以内であること。
- （４） 下請次数が３を超えていないこと。
- （５） 建設工事に配置する営業所技術者等との連絡員を現場に置くこと。

なお，土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は，当該工事と同業種の建設工事に関して，１年以上の実務経験を有する者であること。

- （６） CCUS 等により，営業所技術者等が遠隔から現場作業員の入

退場が確認できる措置を講じていること。

- (7) 次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、現場着手前に監督員に提出したうえで、工事現場毎に備えおくこと。

ア 当該建設業者の名称及び所在地

イ 営業所技術者等の氏名，**所属する営業所の名称**

ウ 営業所技術者等の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第32条第1項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績

エ 当該工事に係る次の事項

(ア) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地，**当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称**

(イ) 当該建設工事の内容（法別表1上段の建設工事の種類）

(ウ) 当該建設工事の請負代金の額

(エ) 営業所から当該工事現場までの移動時間

(オ) 下請次数

(カ) 連絡員の氏名，所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(キ) 施工体制を把握するための情報通信技術

(ク) 現場状況を把握するための情報通信機器

- (8) 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォン等）が設置され、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

- (9) 兼務する工事の数は1件を超えないこと。

< 手続き方法 >

入札時

営業所技術者等の配置を予定している場合は、競争参加資格確認申請時（ダイレクト型においては、入札書送信時）に、「【様式2】専任特例1号の適用を予定している場合の確認事項兼誓約書」を提出してください。

落札決定後

速やかに、「【様式3】人員の配置を示す計画書」を作成し、保管してください。なお、計画書は、本市監督員及び契約課から提示を求められた際にご提示いただきます。

< 注意事項 >

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがありますのでご注意ください。

この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。

< 工事の施工開始後の点検 >

(4) 及び (6) から (8) について、入札参加資格の審査段階では確認を行いません。施工段階にて適正な履行を行っているかどうか、監督員の点検を受けていただきます。